

美作保健所所長表彰基準

NO.3

事業功労別	表彰種別	対象者	表彰基準	県における表彰	担当課班名	備考
○ 優良特定給食施設	美作保健所長表彰	施設(特定給食施設)	次の各号のいずれにも該当するもの。 1. 特定給食施設としての実績を8年以上有する施設で栄養改善の効果が顕著であるもの。 2. 合理的な給食管理組織が確立されており、円滑な運営がなされているもの。 3. 給食業務の合理化及び喫食者の栄養指導がよく行われていること。 4. 喫食者中心の給食への配慮及び給食改善のための調査研究がよく行われ、その結果が栄養改善に結びついていること。 5. 施設及び設備が整備されており、食品衛生監視成績がよく、かつ過去に行政処分を受けたことがないもの。	知事表彰 保健医療部長表彰	保健課	
精神保健福祉事業功労	美作保健所長表彰	個人 団体	精神保健福祉事業に8年以上従事し、精神保健福祉の向上に著しく寄与した個人若しくは団体。 個人にはあっては、年齢45才以上の者を対象とする。	知事表彰 保健医療部長表彰	保健課	
がん征圧事業功労	美作保健所長感謝状	個人 団体	次の各号の一に該当するもの。 1. がん征圧の普及啓発、がん予防事業、その他公衆衛生事業に従事し、その功績が顕著な者。 2. がんの早期発見、早期治療を目的とした検診及び医療技術の向上につとめ、住民の健康増進と福祉の向上に顕著な功績が認められた者。 3. 1及び2の業務に従事した期間は、原則として8年以上で年齢45才以上の者。 次の各号の一に該当する団体。 1. がん予防事業の普及啓発、その他公衆衛生事業の推進を4年以上実施し著しい功績があった団体。 2. がんの早期発見、早期治療を目的として検診及び医療技術の向上につとめ、住民の健康増進と福祉の向上に顕著な功績があった団体。	知事感謝状 保健医療部長感謝状	保健課	